

第12章 公害健康被害の補償と予防

第1節 補償制度の経緯

本市においては、大気汚染による健康被害の影響を重視し、昭和35年から各種の疫学調査に取り組んできたが、大気汚染の著しい地域に非定型のぜん息様疾患の発生率の高いことが確かめられた。

また、市民からの健康被害の救済を望む声が高まったことから、昭和46年11月、国に対して「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」による地域指定の要請を行い、昭和48年2月1日に洞海湾周辺の若松区、八幡東区、八幡西区、戸畑区及び小倉北区の各一部48km²が地域指定となり、医療費等の給付が開始された。

法による制度とは別に、転出または転勤により救済法の対象とはならない市民を救済するため、本市は昭和48年10月15日「北九州市特定呼吸器疾病患者の救済措置要綱」を制定し、市独自の救済制度を開始した。

その後、学童の疫学調査結果等により、昭和48年9月議会において、全会一致をもって指定地域拡大に関する決議がなされたため、昭和49年8月1日、法の指定地域に隣接する5.9km²を救済措置要綱による指定地域として市独自に設定した。

昭和49年9月1日、医療費の全額負担及び損害に対する補償給付等幅広い公害健康被害の補償を目的とした「公害健康被害補償法」が施行され、救済法による地域指定が、そのまま補償法の指定地域に引き継がれた。

これに併せて、市の救済措置要綱も「北九州市特定呼吸器疾病患者健康被害補償要綱」に全面改正し、補償法と同内容の補償給付及び公害保健福祉事業を行うこととした。

補償法及び補償要綱においては、補償給付として、独自の診療報酬体系で医療費を全額負担する「療養の給付及び療養費」ほか6種類の補償給付を定めているほか、被認定患者の健康の回復、保持及び増進を目的とした公害保健福祉事業の実施を定めており、被害者救済の立場に立った損害補償制度として、健康被害者の保護を図っている。

その後、大気汚染の著しい改善を踏まえ、昭和62年9月、補償法は「公害健康被害の補償等に関する法律」に改正され、昭和63年3月1日に第一種地域の指定解除が行われた。

併せて、本市においても、補償要綱に基づく指定地域を解除したが、法と同様に、既認定患者への補償給付と保健福祉事業を実施している。また、改正によって新たに地域住民を対象とした健康被害予防事業が実施されることとなった。

こうして、公害健康被害補償制度は、現在の大気汚染の状況を踏まえた上で、これまでの健康被害者に対する事後的な補償制度から地域住民の健康被害の未然防止に重点を置いた制度へと転換された。

第2節 被認定者の構成及び異動状況

年齢別疾病別被認定者実数（法）

年齢別 （歳）	総 数			構成比 （％）	慢性気管支炎			気管支ぜん息			ぜん息性気管支炎			肺 気 腫		
	男	女	計		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
0～14	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15～39	334	248	582	48.0	0	0	0	333	247	580	1	1	2	0	0	0
40～59	82	104	186	15.3	1	1	2	81	103	184	0	0	0	0	0	0
60～64	29	33	62	5.1	1	2	3	28	31	59	0	0	0	0	0	0
65～	138	244	382	31.5	19	37	56	119	207	326	0	0	0	0	0	0
計	583	629	1,212	100.0	21	40	61	561	588	1,149	1	1	2	0	0	0

年齢別疾病別被認定者実数（要綱）

年齢別 （歳）	総 数			構成比 （％）	慢性気管支炎			気管支ぜん息			ぜん息性気管支炎			肺 気 腫		
	男	女	計		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
0～14	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15～39	38	27	65	61.3	0	0	0	38	27	65	0	0	0	0	0	0
40～59	5	9	14	13.2	0	0	0	5	9	14	0	0	0	0	0	0
60～64	2	1	3	2.8	0	0	0	2	1	3	0	0	0	0	0	0
65～	12	12	24	22.6	1	1	2	11	11	22	0	0	0	0	0	0
計	57	49	106	100.0	1	1	2	56	48	104	0	0	0	0	0	0

被認定者異動状況（法）

項 目	年 度											
	51～53	54～56	57～59	60～62	63～H.7	8	9	10	11	12	13	
被 認 定 者 数	(1,715) 583	(2,187) 472	(2,625) 438	(3,171) 546	(3,296) 125	(3,296) 0	(3,296) 0	(3,296) 0	(3,296) 0	(3,296) 0	(3,296) 0	
失 効 者 数	治 癒 等	(147) 143	(305) 158	(512) 207	(667) 155	(1,095) 428	(1,120) 25	(1,146) 26	(1,172) 26	(1,183) 11	(1,236) 53	(1,250) 14
	他都市転出	(1,715) 583	(7) 3	(13) 6	(20) 7	(33) 13	(33) 0					
	死 亡	(147) 143	(194) 83	(279) 85	(376) 97	(627) 251	(656) 29	(686) 30	(719) 33	(749) 30	(772) 23	(801) 29
	計	(147) 143	(506) 244	(804) 298	(1,063) 259	(1,755) 692	(1,809) 54	(1,865) 56	(1,924) 59	(1,965) 41	(2,041) 76	(2,084) 43
増 減 数	363	228	140	287	567	54	56	59	41	76	43	
被認定者実数	1,453	1,681	1,821	2,108	1,541	1,487	1,431	1,372	1,331	1,255	1,212	

（注）1. 各年度とも当該年度間及び年度における異動状況(3月31日現在)

2. ()は累計

被認定者異動状況（要綱）

項 目	年 度											
	51～53	54～56	57～59	60～62	63～H.7	8	9	10	11	12	13	
被 認 定 者 数	(211) 76	(270) 59	(354) 84	(433) 79	(456) 23	(456)	(456)	(456)	(456)	(456) 0	(456) 0	(456) 0
失 効 者 数	治 癒 等	(54) 52	(68) 14	(87) 19	(111) 24	(178) 67	(182) 4	(188) 6	(192) 4	(197) 5	(202) 5	(206) 4
	法 移 行	(20) 12	(34) 14	(49) 15	(87) 38	(87) 0	(87) 0	(87) 0	(87) 0	(87) 0	(87) 0	(87) 0
	死 亡	(8) 5	(11) 3	(17) 6	(26) 9	(46) 20	(49) 3	(53) 4	(54) 1	(57) 3	(57) 0	(57) 0
	計	(82) 69	(113) 31	(153) 40	(224) 71	(311) 87	(318) 7	(328) 10	(333) 5	(343) 8	(346) 5	(350) 4
増 減 数	7	28	44	8	64	7	10	5	8	5	4	
被認定者実数	129	157	201	209	145	138	128	123	115	110	106	

（注）1. 各年度とも当該年度間及び年度における異動状況（3月31日現在）

2. ()は累計

第 3 節 保健福祉事業

被認定者を対象として、健康の回復、保持及び増進を図り、福祉の向上を目的とした以下の保健福祉事業を実施している。

1 転地療養事業

（1）サマー・キャンプ

小学4年生から中学3年生までを対象に、八幡東区の「たしろ少年自然の家」で登山や呼吸訓練等のカリキュラムによる4泊5日の転地療養を実施している。

サマー・キャンプ参加者の内訳

（13年度）

区 分	小学生	中学生	計
保 健 福 祉 事 業	0	0	0
健康被害予防事業	55	7	62
合 計	55	7	62

（2）健康教室

15歳以上の人を対象に、遠賀郡芦屋町の国民宿舎「マリントラスあしや」に3泊4日し、医師や理学療法士による講演、排たん訓練等を実施している。

平成13年度参加者 37名

2 リハビリテーション

(1) 水泳教室

水泳は、ぜん息児にとって呼吸機能を強化し、全身の抵抗力を高める最も有効な訓練方法といわれている。

8月から10月までの間、未就学児及び小学生を対象として、八幡西区のスポーツガーデンフェニックスで水泳訓練を15回実施している。

平成13年度参加者 54名

(2) 呼吸訓練

15歳以上の人を対象に、理学療法士、保健婦の指導のもとに、腹式呼吸や排たん訓練の実技指導を実施している。

平成13年度参加者 35名（戸畑柔剣道場）

3 家庭療養指導訓練

市内に居住する在宅の人を対象に、嘱託保健婦が家庭を訪問し、保健指導（腹式呼吸・ぜん息体操等）、日常生活指導、食事指導を実施している。

年度別訪問者数の状況

3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
3,677	3,551	3,484	2,441	2,395	2,694	2,155	2,028	944	603	768

第4節 健康被害予防事業

健康被害予防事業は、昭和62年9月の「公害健康被害の補償等に関する法律」の改正を受けて新たに実施されることとなったものである。

昭和49年の補償法制度発足以降、地域指定の指標となったいおう酸化物汚染は著しく改善され、すべての指定地域で環境基準を達成したのに対し、窒素酸化物や浮遊粒子状物質は、ほぼ横ばいで推移した。

このような大気汚染の態様の著しい変化を踏まえて、昭和58年11月、国は中央公害対策審議会へ諮問を行い、昭和61年10月、「公害健康被害補償法第一種地域のあり方等について」答申を受けた。

この答申の内容は、現在では、大気汚染が指定地域のぜん息等の主たる原因であるとは言えないとした上で、現行指定地域を解除することが相当であり、むしろ大気汚染防止対策を一層推進するほか、今後は地域住民を対象に健康被害の予防に重点をおいた総合的な環境保健施策を推進することが適当であるとするものであり、これを受けて補償法の改正が行われ、新たに健康被害予防事業が実施されることになった。

本事業は、人の健康に着目した環境保健事業と環境質自体に着目した環境改善事業からなっている。

なお、本事業については、公害健康被害補償予防協会（環境省、経済産業省所管の特殊法人：以下「予防協会」という。）が、調査研究、知識の普及及び研修事業を行うほか、地方公共団体等が行う同事業に対して助成を行っている。

1 環境保健事業

(1) 地方公共団体等の事業に対する助成事業

予防協会の助成を受けて、対象地域住民を対象に、講演会や機能訓練等により健康の確保、回復を図るものである。

ア ミニ講演会

ぜん息などの呼吸器疾患の予防について、医師によるミニ講演会を実施している。

ミニ講演会参加者 23名（平成13年、総合保健福祉センターにて実施）

イ 水泳教室、サマーキャンプ

ぜん息児の健康の回復、保持及び増進を図る機能訓練事業の水泳教室、サマーキャンプを実施している。

2 環境改善事業

(1) 地方公共団体等の事業に対する助成事業

国や地方自治体における各種大気保全対策、特に交通公害対策の推進を補完するものであり、具体的には、予防協会から助成を受けて低公害車の導入、最新規制適合車等への代替促進、大気浄化植樹事業等を実施している。

ア 本市の同事業に対する基本的考え方

本市における自動車交通公害問題に対しては、平成2年3月に長期的な視点に立ち、自動車公害防止対策の基本的方向を明らかにするとともに、具体的施策を体系化、総合化した「北九州市自動車公害対策基本計画」を策定した。

現在、本計画に基づいて、自動車単体対策、自動車交通対策、道路対策及び沿道対策等の推進に努めているところであるが、健康被害予防事業の一環として「環境改善事業」は、この計画の中で主要な施策の一つと位置付け、取組を進めている。

イ 北九州市環境改善計画

公害健康被害の補償等に関する法律及び健康被害予防事業助成金交付要綱に基づき、北九州市域における大気環境の改善を図るための事業の計画的かつ総合的な推進を図ることを目的に3年間の事業計画を策定するものである。

平成8年度には、平成9年度から11年度に予定される対象事業をとりまとめた第四期北九州市環境改善計画を策定した。また、平成11年度には、平成12年度から14年度に予定される対象事業をとりまとめた第五期北九州市環境改善計画を策定した。

ウ 事業実績

事業名	内容
(ア) 計画作成事業 環境改善事業を計画的かつ総合的に実施するため、 3年間の事業計画を作成する事業	第五期環境改善計画（H12～H14） （平成11年度作成：環境局）
(イ) 低公害車普及事業 電気自動車や天然ガス自動車等の低公害車の導入 及び普及を図る事業	天然ガス自動車の導入 7台（環境局）
(ウ) 最新規制適合車等代替促進事業 排出ガスの少ない最新規制適合車等への代替の 促進を図る事業	普通乗合バス 8台（交通局）
(エ) 大気浄化植樹事業 大気浄化能力のある植栽を整備する事業	
(オ) 低公害車普及助成事業 民間事業者等による電気自動車や天然ガス自動車 等の低公害車の導入に対して助成する事業	天然ガス自動車 12台（環境局）
(カ) 最新規制適合車等代替促進助成事業 民間事業者等による排出ガスの少ない最新規制 適合車等への代替に対して助成する事業	バス 5台（環境局）

(2) 予防協会が行う事業

低公害車の開発目的や現状を市民に認識してもらい、自動車公害問題に対する意識や環境保全の大切さを啓発するため、「北九州エコカーフェア 2001」を予防協会と共催で実施した。

- ・開催期間 平成 13 年 10 月 6 日～ 7 日
- ・開催場所 北九州博覧祭 2001 会場内（博覧祭会場：福岡県北九州市八幡東区・JR スペースワールド駅前）
- ・入場者数 約 51,000 人
- ・事業内容
 - ア エコカーの展示
 - 電気自動車 4 台、天然ガス自動車 5 台、ハイブリッド自動車 4 台、低燃費・低排出ガソリン車 8 台、LP ガス車 2 台 計 23 台
 - イ イベントの実施
 - ・天然ガス自動車 PR カーによるイベント
 - ・エコカーパレード
 - ウ パネル展示 他